（公印省略）

３太介第６６６－２号

令和４年１月１８日

市内　地域包括支援センター

居宅介護支援事業所

介護老人福祉施設

介護老人保健施設

介護医療院

代表者　　　　　　　各位

太宰府市長　楠田　大蔵

（介護保険課介護保険係）

新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて

（通知）（令和4年1月18日現在）

　貴職におかれましては、コロナ禍において様々な感染予防策を講じたうえで、業務にあたっていただき、厚くお礼申しあげます。

標記の件について、新型コロナウイルス感染症の感染者が急激に増加していることに伴い、令和２年４月７日付事務連絡厚生労働省老健局老人保健課通知に基づき、全ての被保険者の更新申請において、通知の日から当面の間、感染拡大防止の観点から認定調査を行わず、原則として有効期間を12ヶ月延長することとします。

　つきましては、下記のとおりご対応いただきますようお願いします。

　なお、この対応は通知日現在のものであり、今後国から通知等が示された場合や状況が改善された場合は、変更になることがあります。

記

1. 認定申請ついて

（１）更新申請

・代行申請をする場合は、本人または家族等に12ヶ月延長の趣旨をご連絡いただき、同意を得ていただくようお願いします。

・本人または家族等に同意を得たものについては、認定申請書右上部に「○月○日延長同意済」と記入してください。

・状態変化があり、家族やケアマネジャー等が調査を希望する場合は、調査を行います。

・調査を行わない場合でも認定申請書の提出は必要です。

・本人または家族等からお問い合わせがありましたら、介護保険課までご連絡

ください。

・延長の決定通知は被保険者あてに送付します。

（２）新規・区分変更申請

・代行申請をする場合は、本人や家族等とよく話し合いをしていただいたうえで、緊急的な場合のみ申請をしてください。この場合、主治医意見書は通常どおり必要となりますので、医療機関等に確認のうえ受診するよう説明をお願いします。

太宰府市健康福祉部介護保険課介護保険係

〒818-0198　太宰府市観世音寺一丁目１番１号

電話（092）921-2121内線370・371・372

FAX（092）925-0294